平成２５年（フ）第１８５号
名古屋市北区東味鋺１丁目1901番地　ニワビレッジファーストⅤ102号
債務者　山下　憲二
1　決定年月日時　平成25年２月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月26日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第１２号
北海道苫小牧市沼ノ端中央２丁目２番４号　ポレールⅡ201号
債務者　鈴木　　歩
1　決定年月日時　平成25年２月27日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月30日まで　札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２５年（フ）第２号
岩手県遠野市上郷町板沢11地割11番地26、旧住所大阪府東大阪市鴻池元町６番15―1002号
債務者　田口　季之
1　決定年月日時　平成25年２月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月30日まで　盛岡地方裁判所遠野支部破産再生係

平成２４年（フ）第９２２号
仙台市泉区山の寺３丁目４番７号
債務者　樋口　　誠
1　決定年月日時　平成25年２月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月30日まで　仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２５年（フ）第１５号
宮城県亘理郡亘理町吉田字流146番地1156
債務者　森　　聖子
1　決定年月日時　平成25年２月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月30日まで　仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２５年（フ）第１２号
宮城県刈田郡蔵王町宮字下別当72番地　楽園が丘
債務者　阿部とし子（旧姓及川）
1　決定年月日時　平成25年２月28日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月30日まで　仙台地方裁判所大河原支部

平成２５年（フ）第１４号
宮城県栗原市築館字蟹沢西之郷35番地
債務者　本田　廣朗
1　決定年月日時　平成25年２月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月30日まで　仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２５年（フ）第１９号
福島市郷野目字東１番地の46　郷野目プラザ舟山ビル605、従前の住所福島市蓬莱町６丁目12番９号
債務者　島田　房子（旧姓丹治・紺野）
1　決定年月日時　平成25年２月28日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月30日まで　福島地方裁判所

平成２４年（フ）第２７４号
茨城県稲敷郡美浦村みどり台1061番地４
債務者　佐々木春男
1　決定年月日時　平成25年２月26日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月30日まで　水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２４年（フ）第２７５号
茨城県稲敷郡美浦村みどり台1061番地４
債務者　佐々木八重子
1　決定年月日時　平成25年２月26日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月30日まで　水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２５年（フ）第１７号
茨城県土浦市並木２丁目４番27号　リーヴル・ディマージュ203号
債務者　濱崎美智子
1　決定年月日時　平成25年２月28日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月30日まで　水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２５年（フ）第９号
千葉県君津市南子安１丁目10番23号
債務者　中村　俊輔
1　決定年月日時　平成25年２月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月30日まで　千葉地方裁判所木更津支部

平成２５年（フ）第２６号
石川県白山市千代野西８丁目４番地９
債務者　佐野　達也
1　決定年月日時　平成25年２月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月30日まで　金沢地方裁判所

平成２５年（フ）第２７号
金沢市円光寺３丁目５番５号　ハッピーハウスⅡ201号、従前の住所金沢市みどり１丁目178番地
債務者　赤**荻**　孝行
1　決定年月日時　平成25年２月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月30日まで　金沢地方裁判所

平成２５年（フ）第２８号
金沢市円光寺３丁目５番５号　ハッピーハウスⅡ201号、従前の住所金沢市みどり１丁目178番地
債務者　赤**荻**　町子
1　決定年月日時　平成25年２月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月30日まで　金沢地方裁判所

平成２５年（フ）第３５号
金沢市久安３丁目144番地
債務者　松寺　　亨
1　決定年月日時　平成25年２月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月30日まで　金沢地方裁判所

平成２５年（フ）第４０号
金沢市桜町10番35号　プリムローズ206号、従前の住所金沢市高柳町３の４番地、従前々の住所金沢市野田町１番８号
債務者　角田　皓祐
1　決定年月日時　平成25年２月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月30日まで　金沢地方裁判所